慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	台湾における性犯罪非親告罪化に関する議論と被害者保護
Sub Title	Victim protection and the category of offence which requires a complaint for prosecution: focusing on sexual offences in Taiwan
Author	呉, 柏蒼(Wu, Po Tsang)
Publisher	慶應義塾大学大学院法学研究科内『法学政治学論究』刊行会
Publication year	2015
Jtitle	法學政治學論究 : 法律・ 政治・ 社会 (Hogaku seijigaku ronkyu : Journal of law and political studies). Vol.106, (2015. 9) ,p.33- 66
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10086101-20150915-0033

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

台湾における性犯罪非親告罪化に関する議論と被害者保護

呉　柏　蒼

一　本稿の目的
二　一九九九年の台湾刑法改正における性犯罪の改正要点
㈠　改正前の性犯罪規定の位置づけ
㈡　改正の要点（非親告罪化を除く）
三　台湾における性犯罪の非親告罪化をめぐる議論
㈠　親告罪規定を維持する見解
㈡　親告罪規定を撤廃する見解
㈢　理論的整理――本稿の見解――
四　非親告罪化後の状況と性犯罪被害者保護の具体的施策
㈠　非親告罪化後の状況
㈡　性犯罪被害者の負担軽減の施策
五　日本への示唆

一　本稿の目的

日本では、平成二二年一二月に閣議決定された「第三次男女共同参画基本計画」において、「強姦罪の見直し（非親告罪化、性交同意年齢の引上げ、構成要件の見直し等）など性犯罪に関する罰則の在り方を検討する」ことを具体的施策にしたことをきっかけとして、近年、刑法における性犯罪をめぐる議論が次々と展開されている。法務省の検討会では、性犯罪の構成要件及び法定刑、性犯罪を非親告罪とすること、性犯罪に関する公訴時効の撤廃又は停止、刑法における性犯罪に関する条文位置などを主な論点として、議論が行われた。性犯罪の構成要件及び法定刑という項目の中に、性犯罪の法定刑の見直し、強姦罪の主体等の拡大、性交類似行為に関する構成要件の創設、強姦罪等における暴行・脅迫要件の緩和、地位・関係性を利用した性的行為に関する規定の創設、性交の同意年齢の引き上げ、配偶者間における強姦罪の成立、という七つの論点が含まれた。(1) 犯罪被害者支援の観点からすれば、諸論点の中の、性犯罪の非親告罪化に対する検討が殊更重要である。従来、被害者の名誉のために親告罪とされたと考えられてきた性犯罪の場合では、たとえ重大であっても被害者の告訴がなければ訴追できないというジレンマが存在しているうえ、性犯罪により多大な苦痛を被る被害者を刑事手続がもたらす不利益から守るという難しいテーマが横たわっている。この問題については実体法・手続法の内容検討を踏まえ、さらに政策的な考慮を加味しなければならず、立法論としては複雑で難解な問題である。

偶然にも、法制度の類似度が比較的高い台湾（中華民国、以下同じ）では、前述した日本の法改正にあたり議論される論点の多くについて、一九九九年の刑法改正前後を中心に検討され、刑法条文に反映されたものもある。日本の法改正検討にあたり、各国の立法例を参考にすることが有意義であることから、台湾の例が日本でも参考に値するもの

であると考える。紙幅の制限で、本稿は九九年の台湾の刑法改正内容の一部を紹介・説明したうえで、台湾でなされた性犯罪の非親告罪化をめぐる諸議論を中心に考察・検討を行い、最後に、日本への示唆を探ることとしたい。

二　一九九九年の台湾刑法改正における性犯罪の改正要点

㈠　改正前の性犯罪規定の位置づけ

まず、一九九九年の改正前の台湾刑法においての性犯罪の規定を説明しておく。台湾の現行刑法典は一九三四年に制定され、翌年施行された「中華民国刑法」である。そのルーツは中国清王朝末期や中華民国初期の刑法典の草案に遡ることができる。ルーツとなった草案は大陸法系の刑法系統を継受し、その起草に携った日本人学者岡田朝太郎による影響が残されているといわれる。それを受け継いできた現行刑法は総則、国家的法益に対する罪、社会的法益に対する罪、個人法益に対する罪という日本と類似する順で成り立っている。性犯罪規定が置かれているのは、「風俗を妨害する罪」[2]と名付けられた第一六章であった。この章は、公共危険罪（第一一章）と偽造犯罪（第一二から第一五章）に続いて位置し、これ以降は、重婚罪・姦通罪を始めとする「婚姻及び家庭を妨害する罪」（第一七章）と「礼拝所冒瀆及び墳墓遺体侵害の罪」（第一八章）といった善良な社会風俗を保護する条文が続いている。体系的に、第一六章は社会的法益を保護する罪と位置された。刑法における性犯罪に関する規定は九九年改正の前にも二回の改正があったが、その内容はわいせつ物頒布罪の法定刑の引き上げ[3]と性犯罪者の強制治療に関する規定の改正[4]であり、性犯罪規定全般に対する大幅な変更はなかった。それに対し、九九年の改正で、第一六章「風俗を妨害する罪」を含めた性犯罪に関する規定はほぼ全面的に改正された。改正の幅が広く、それについてすべてを言及することはできないが、

以下では、日本での性犯罪規定改正に有用であることを念頭に、本稿論題の射程範囲内の関連情報として抽出してまとめておく。[5] また、性犯罪規定の非親告罪化については、第三章以下に詳しく論ずる。

(二) 改正の要点（非親告罪化を除く）

1　性犯罪の保護法益と条文位置の見直し

前述のとおり、改正前の第一六章は体系的に社会的法益を侵害する罪として位置された。それに設けられる強姦罪、強制わいせつ罪を始めとする性犯罪の保護法益についても、基本的には、社会の善良的秩序及び性的風俗という社会的法益を主な保護法益とし、個人法益も兼ねて保護すると考えられてきた。しかし、個人の尊厳を重んずる普遍的な価値からは、このような体系配置と個人的法益への侵害を内実とする条文との整合性にずれが生じ、解釈の面にも支障をもたらした。そこで、改正では、個人的法益への侵害が重視され、個人の身体と性的自主権が性犯罪の主な保護法益であり、社会的法益が副次的に保護されるという認識に改められた。

このような根本的な認識転換を踏まえて、性犯罪規定の条文位置の見直しがなされた。なるべく条項順を維持するという前提で、第一六章が「性的自主を妨害する罪」と「風俗を妨害する罪」という二つの章に分けられた。本来の位置づけである社会的法益に対する罪の各章に個人的法益の章を挿入したことは多少不自然ではあるが、旧第一六章の前半（第二二一条～第二二九条の一）にあった強姦罪を始めとする性的自由を著しく侵害する各罪を、新第一六章「性的自主を妨害する罪」に帰属させ、その後半の血族性交罪、公然わいせつ罪など、社会秩序を維持する目的が比較的強い罪名は、新設された第一六の一章「風俗を妨害する罪」に属させられた。

2　強姦罪の主体・客体の見直し

日本の現行法と同様に、台湾の旧法第二二一条第一項「強姦罪」[6]では、行為者が男性で被害者が女性に限られてい

る。基本類型以外にも、例えば、旧第二二五条「心神喪失などの類似状況を乗じた強姦罪」においては、「婦女」に対する「姦淫」行為が構成要件とされた。強姦罪の「姦淫」行為への理解と客体が女性に限定されることから、犯罪主体は男性に限られると解釈されていた（但し、間接正犯の場合は女性も主体になりうる）。これに対し、第二二四条強制わいせつ罪の客体は男女とされ、旧法では、日本と同様で、男性は強姦罪の客体になり得ないため、男性が被害者になった場合では強制わいせつ罪にとどまっていた。九九年改正で、性別平等の理念に基づき、性の差別をなくすために、強姦罪の犯罪客体について、強制わいせつ罪の例と同様に「男女に」と改められた。これで、男女とも強姦の被害者に該当しうることになった。そして、性差をなくした性交行為の定義規定（後出3参照）を置いたことによって、解釈上は犯罪主体が男性に限定されることもなくなり、その結果、犯罪主体の拡大と同様な結果を得た。

3　性交とその類似行為の定義の再構成（性交概念の中性化）

旧第一六章を中心に使われた姦淫という用語は、外国法を継受した現行刑法の制定当初から法律用語として使われてきた。[7] 社会が変遷する中で、この言葉には法律用語と異なる意味が生じ、風紀を乱し道徳に反する性行為というような意味が含まれていると指摘された。[8] 強姦罪が制定当初に体系的に社会的法益に関する罪に位置され、善良な性風俗の保護という角度からはそれほどの問題が生じないが、落ち度のない被害者に社会的評価の低い言葉を当てはめることは被害者保護の理念にそぐわず、性差別的ニュアンス、封建的・父権的概念が浸透した用語を、より価値中立的な用語に変えることが求められた。

そして、強姦罪の構成要件行為である姦淫は、基本的に日本現行法と同様で、男性器の女性器への挿入（接触）行為、つまり、膣性交を中心概念として解釈されたため、性交の類似行為を包摂することが難しい。価値中立的である性交という言葉であっても、口淫や肛門性交などの類似行為が包摂されるか否かについては依然として曖昧であるため、単なる文言の入れ替えは解決に繋がらない。そこで、九九年の改正では、刑法総則第一〇条（用語の定義規定）

の第五項に性交の定義規定を置いたことで、性交類似行為を性交の定義範囲に取り入れた。改正後の第一〇条第五項によれば、「性交」とは、①性器を他人の性器、肛門または口に入れる行為、②性器以外の身体部位または器物を他人の性器、肛門または口に入れる行為、と規定された。

このような定義は、問題となった肛門性交や一部の口淫行為をカバーできるようになったものの、新たな適用問題を起こした。例えば、歯医者の指を患者の口に挿す行為は、違法阻却事由があることで処罰されないのが明らかであるにもかかわらず、その行為が刑法上の性交行為に該当すること自体には違和感がある。加えて、上記の定義は基本的には侵入行為を想定したもので、女性が男性の意思に反して無理やり性交させる場面では適用が難しい。こういった問題を解決し、類似行為をカバーするために、二〇〇五年の刑法改正で、性交定義は以下のように改正された。

「性交と称するのは、正当でない目的に基づいて為された下記の性的侵入行為をいう。一、性器を他人の性器、肛門または口に入れる行為、あるいは、それに接合する行為。二、性器以外の身体部位または器物を他人の性器または肛門に入れる行為、あるいは、それに接合する行為。」

4　強姦罪等における暴行・脅迫要件の変更

日本現行法における強姦罪の行為たる暴行及び脅迫の程度について、法には明示されていないが、最高裁判例によって、相手方の抗拒を著しく困難ならしめる程度のもので足りると判断された。[9] この暴行・脅迫の程度を緩和すべきなのかについては改正の争点の一つとなった。

台湾では、九九年の改正までの旧第二二一条第一項強姦罪は明文で「抗拒不能」が構成要件とされていた（前出註6参照）。抗拒不能について、判例はなるべく穏やかな定義を適用していたが、文言のある限り、女性は強姦されそうになったら反抗するものであり反抗でき、性犯罪に遭った女性の反抗が犯罪の成立にかかわることになる、というように理解されがちであったことは、あたかも現在の日本の状況と似ている。九九年の改正の理由でも、抗拒不能と

いう要件の厳しさが指摘された。のみならず、旧第二二一条第一項全体と合わせて見れば、偏見を帯びた内容が女性の尊厳を軽蔑するという批判もある。

九九年の改正において、強姦罪を始め各性犯罪の保護法益についての認識は、個人の身体と性的自主権を保護し副次的に社会的法益を保護するという認識に改められ、ここでの問題はもはや抗拒するか否かにあらず、行為者が相手の意思に反したか否かにある。この考えが反映された改正後の第二二一条「強制性交罪」（強姦罪より改称、以下同じ）は、「男女に対し、暴行、脅迫、脅嚇（きょうかく）、催眠術又はその他意思に反する方法を用いて性交した者は、三年以上十年以下の有期懲役に処する」とされた。こうして、暴行・脅迫は意思に反する手段の例示になり[10]、暴行・脅迫でなくても、あらゆる被害者の性的自主決定権を抑える方法であれば足り、抗拒不能に達する必要もないと、最高法院（最高裁判所に相当する）の判決で示された[11]。ただ、被害者の精神障害、身体障害や知的欠陥などの状況を利用し性交（強姦）する罪（第二二五条）では、抗拒不能との文言が残された。それは、同条の対象は、加害者は腕力を使用しなかったが、そもそも、被害者はその障礙によって抗拒の意味を認知していないため抗拒ができず、あるいは、体の不自由により抗拒が不可能であったことを予想するからである。

5　配偶者間の強姦について

いわゆる配偶者間の強姦の成立について、九九年の改正の前には特段な規定がなく、肯定説と否定説があった。多数説は、旧法強姦罪の行為である姦淫を、正常でない性交行為、少なくとも、正常な婚姻での性交以外の性行為と解釈することによって、配偶者間の強姦罪の成立を否定した（前述通り、「姦淫」という文面にはマイナスなニュアンスが含まれていると考えられていた）。台湾民法第一〇〇一条に定めた夫婦同居義務の延長で、性交義務がこれに含まれているという説も、否定説の論拠となった。一方、強姦罪に対する理解が個人の性的自主決定権の保護に切り替われば、夫婦間の強姦（性交の強制）が成立し得ないという定説に対して異論を唱える余地があるという懐疑的見解があった[12]。

九九年の改正は、強制性交罪の文言において、依然として配偶者の強姦（強制性交）の成立可否については明文にしなかったが、新設された第二二九条の一に、配偶者が強制性交罪を犯した場合は親告罪とするとの規定が設けられたことから、立法者が肯定説を取ったことが分かり、夫婦間での性交の特性に鑑み、婚姻問題の処理に余裕を持たせたという立法説明があった。[13]

この改正に対し、肯定しながら配偶者への強姦の解決を家庭や婚姻制度に任せるべきという中間的意見[14]がある一方、配偶者間の強制性交罪は婚姻制度の本質に合わないうえ、立証にも困難が伴うことから、別居中の配偶者間でのみ成立し得るとされるべきとの主張[15]や、婚姻制度の本質と人間としての基本欲求に反し、民法の価値観との矛盾もあるという批判的見解[16]もある。

三　台湾における性犯罪の非親告罪化をめぐる議論

性犯罪の親告罪規定に関して、日本では、現行刑法制定時に強制わいせつ罪、強姦罪、準強制わいせつ罪、準強姦罪及びこれらの罪の未遂罪について親告罪とされたが、昭和三三年の改正で、輪姦的形態において犯された上記の罪を非親告罪とした。平成一二年の改正で強姦罪を始め親告罪とされる性犯罪は、六か月という告訴期間が撤廃されたが、性犯罪の非親告罪化問題が残された。そして、平成二二年に閣議決定された「第三次男女共同参画基本計画」において、強姦罪の非親告罪化について検討することを具体的施策に加えていることで、性犯罪の非親告罪問題が俎上に載せられている。

台湾では、現行刑法制定以降より九九年の改正までに、性犯罪を主な内容とする第一六章「風俗を妨害する罪」計一五か条文のうち、一〇か条が親告罪と定められていた。[17]強姦罪のみならず、輪姦、強姦殺人、強姦致死や致重傷罪

など重大犯罪まで含まれていた。[18] 九九年の改正では、立法者は非親告罪化の道を選び、その結果を述べると、改正後の刑法第一六章「性的自主を妨害する罪」及び第一六の一章「風俗を妨害する罪」にある犯罪のほとんどが非親告罪とされた。[19] このような大幅な転換の背後には、非親告罪化をめぐる長年にわたる議論と社会的背景が存在した。日本の法改正にあたり、これらを検討する価値があると考え、次のように整理しておく。

(一) 親告罪規定を維持する見解

台湾は中国古来の儒教思想にかなり影響され、儒教思想の一つである「名節」思想が台湾社会では根強く存在し、人の誉れと節操が重視されている。また、性の品格及びその純潔を内実とする貞操の概念も重視され、台湾民法では、貞操権が人格権の一種として認められている。[20] 名節や貞操の概念が名誉やプライバシーの概念と混じり合い、とりわけ性犯罪の場合、被害者のプライバシーや名誉が侵害されれば、名節も維持できないと考えられている。[21] 性犯罪の非親告罪化に反対する、つまり、親告罪を維持する意見は、このような社会的背景で展開された。

性犯罪の親告罪を維持しなければならない理由について、その典型的な論述を挙げると、例えば、「強姦罪はプライバシーにかかわり、無理矢理に訴追し、その内容が撒き散らされれば、被害者がさらに不利な影響を受ける可能性がある」[22]、「法律にこのような訴追条件（註：親告罪を指す）が設置される目的は婦女の名誉を守ることにあり、これをもって被害者の意思を尊重し、訴追や審理で人に知られたくないそのプライバシーを公にさせられて二次被害が生じることを避けるためである」[23] などがある。

そして、性犯罪（特に強姦罪を指す）の特徴から、その訴追にあたり、物的証拠の採取や公判における証言などで、被害者の協力を得ることが重要であるが、国民が名節を重んずるため、被害者が協力をせず、公判で事実を否認することもありうる。加害者の責任追及に支障が生じないように、親告罪の存置が必要である、というような被害者の訴

追への協力に着目する見解もあった。[24] 但し、親告罪規定を維持する見解であっても、必ずしも全部の親告罪規定を堅持するわけではなかった。折衷案として、強姦罪の基本類型を親告罪のままにし、輪姦罪、強姦罪の加重類型や強姦殺人などの結合犯は、重大犯罪ゆえ、社会秩序を維持するために、親告罪の範疇から外すべきという意見や、一部の性犯罪を非親告罪化する際に日本の立法例を参考にすべきという意見が度々見られた。[25]

上記の見解を見れば、名節思想を重視する社会的な雰囲気において、女性が深刻な二次被害を受ける危険性を意識していたことがその共通点であると分かる。一方、被害者の司法への協力担保を得るために親告罪規定を維持すべきとする意見や、一部の性犯罪を親告罪から除外する提案は、訴追の実効性の確保を念頭にし、訴追の無効化を回避するためであると考えられる。

また、親告罪の場合、被害者は告訴の取下げを武器に加害者との和解や賠償談判で有利な立場を得られるが、このメリットは非親告罪化によってなくなるという被害者の損害回復の観点からの主張[26]や、非親告罪化すれば、被害者にあった積極的な権利がなくなり、たとえ加害者に悔悟の情があり被害者が事件を公にする意思がなくても、司法権力の介入によって円満解決の可能性がなくなるという、被害者の意思が無視される懸念もある。[27]

㈡　親告罪規定を撤廃する見解

1　性犯罪についての社会通念への反省

性犯罪における親告罪規定は被害女性の名誉やプライバシーを保護するためにあるという論調は有力であった。この点に対し、次のような批判が展開された。

古くからの儒教思想によって女性の名節が重んじられるという時代的背景において、告訴をしなければ事件を公にせずに女性の名節が守られるという考えは、告訴権不行使による作用と儒教的思想を混同したという誤りに陥ったも

のであり、名節思想を性犯罪被害者の保護と同等視すべきではない。性犯罪の非親告罪化は、このような被害者に泣き寝入りさせる法的束縛を破るためである。[28] また、女性意識の台頭により、性犯罪の被害はもはや不名誉と考えられなくなり、親告罪のままにすれば、加害者を懲罰することなく犯罪を助長し、被害者が被害を恥と思う概念を助長する恐れがある。暴力犯罪という性犯罪の本質を重視し、公的権力が積極的に被害者を保護すべきであると指摘された。[29]

このような観点は、台湾社会での独特な伝統思想に対する反省という一面を有するほか、性的被害は貞操の被害で不潔であり、性犯罪は被害者の挑発的な言動によるものだから被害自体が不名誉であるなどの社会的偏見を否定するという側面から見れば、強姦についての俗説ないし強姦神話への反省という一面も有すると考えられる。

2　告訴権の不行使や取消し要求による二次被害への懸念

親告罪の告訴は被害者が犯人を知った日から六か月以内に行うという基本規定は、台湾法と日本法では変わらないが、その取消しについては規定が異なっている。日本刑事訴訟法の「公訴の提起があるまで」という規定に対し、台湾刑事訴訟法では「第一審の弁論が終わるまで」（第二三八条第一項）と、よりゆとりのある時間的範囲が設定されている。

通常、事件の発生から、通報、告訴、捜査を経て、公判に入り第一審の弁論が終わるまでは、長い時間がかかる。法改正当年の統計によれば、刑事案件一件あたり第一審の平均処理日数は一〇一・六九日に達し、重大事件の場合は倍近い一九八・八四日にも及んでいた。[30] この統計数字は、告訴を行う時点から第一審の弁論終結までの実際の日数と多少のズレがあると考えられ、長さの目安の側面のみは有用であるが、警察・検察段階を含めた日数を考えてみれば、総日数はかなり長いと考えられる。警察・検察の取り調べ段階からの長い刑事手続において、被害者がデリカシーのない接し方に遭い、もろもろの刑事手続に堪え切れず、告訴の取消しを余儀なくされるケースが少なくなかったと考えられる。

とりわけ深刻であるのは、事件の発生後に告訴権者が告訴をしようとしても、逆恨みを恐れて告訴ができず、あるいは、被害者が告訴を提出したにもかかわらず、取消し期限までの間に、加害者側による示談や和解を名目とした執拗な告訴の取消し要求を受け、場合によって脅迫に晒されるケースが多発したことである。この状況での告訴権の不行使や告訴後の取消しは、犯罪者の処罰に繋がらないと批判されてきた[31]。その中で、強姦などの性犯罪の訴追は国の責務であるにもかかわらず、犯罪者が処罰されるかどうかは所詮、被害者を動かす実力の程度によることになり、国家訴追の平等性を破壊してしまい、弱肉強食にほかならないという峻烈な批判もなされた[32]。このような現象を取り除くためには、親告罪規定の見直しや被害者保護対策の充実が必要であると古くから主張されてきた[33]。

3　告訴理論との不整合による問題

前述のとおり、改正前の刑法では、強姦殺人罪までが親告罪とされていた[34]。強姦殺人罪は強姦罪を基本にした結合罪のため、理論的には、告訴不可分原則が適用され、告訴の効力は一罪性が認められる全体に及び、告訴を欠いた場合においては訴追することができない。しかし、強姦殺人罪のような重大犯罪については、告訴欠如を理由にして放置してはならず、この状況を救済するために、長い間、告訴がなくても、殺人罪のみを起訴・裁判することが許された[35]。訴追するためのやむを得ないやり方ではあるが、事実上告訴不可分原則を無視するという理論との不整合は、親告罪の見直しの原動力の一つになった。

4　確実な訴追・処罰の社会的要請

台湾での性犯罪親告罪規定を縮小や撤廃すべきという意見では、加害者への懲罰を求める声が少なからず含まれている。これは、当時の台湾での性犯罪の情勢に関連している。

九〇年代の台湾の性犯罪の状況を述べると、一九九〇年前後に年間で受理された性犯罪の件数は約五〇〇から六〇〇件であったのに対し、九〇年代中盤には倍の一〇〇〇件前後、法改正前年の一九九八年には一五八七件と、約三倍

に達した。[36] このような性犯罪数が悪化した状況で、暗数問題が懸念された。保守的思想や社会的偏見により、被害者が自身の性的被害を他人に知らせることに抵抗を感じ、通報しないことが多く、通報をしても、プライバシーがさらに公に晒されないよう、告訴しないケースも多かった。あるいは、前述したように、被害者が加害者側からの影響を受け告訴しないことや、告訴後にそれを取消すこと、あるいは、公判手続に堪えきれず告訴を取消すことによって、結局、加害者の訴追・処罰を断念せざるを得ないケースが相当数存在していた。特に強姦罪の場合には、かなりの暗数が存在していることが指摘された。[37] 逮捕されず、または手続の打ち切りで有罪判決を言い渡されない加害者が再犯に至り、結局、治安の悪化、潜在被害者と暗数の増加に繋がるのではないかという懸念がなされた。

再犯と暗数の悪循環を断ち切るため、性犯罪の非親告罪化によって性犯罪者に対するより確実な訴追・処罰を求める社会的要請は、国会議員を中心とした論者に、性犯罪の非親告罪化の理由とされた。

㈢　理論的整理――本稿の見解――

ここまで、台湾で行われた刑法の性犯罪規定改正と非親告罪をめぐる議論の要点を説明した。改正はほとんどの性犯罪を非親告罪化としたことで終わったが、例えば、かつて堅持された性犯罪を親告罪とした根拠をなぜ否定すべきなのか、被害者主導権の消失により被害者の立場を損なったのか、非親告罪化は暗数解決に繋がったのか、といった点は、まだ明確にされていないところが多い。これらの点については日本での法改正の参考に供する部分もあり、以下は既述した議論を踏まえてさらに検討を行う。

1　二分説・三分説または国家訴追主義制限説に対する疑問

親告罪を認める根拠については、従来から二つまたは三つの要素に分けてまとめられる。いわゆる二分説ないし三分説である。[38] 二分説は、①公訴提起が被害者の名誉・秘密等の点で不利益になる場合、②被害が比較的軽微であって、

被害者の意思に反してまで訴追することが適当でない場合、という二つが想定されている。これに対し、三分説は、親告罪の根拠を、①犯罪が軽微であって、被害者が特に希望しないため処罰の必要性がない場合、②事件について審理を行うことがかえって被害者に苦痛を与えることから、その者の訴追要求なしに審判を行うことが望ましくない場合、③家族関係を尊重して、被害者の告訴なしに訴追・審判することが望ましくない場合、という三つに分類している。

台湾では、かつて類似する説明もなされていた。たとえば、「（親告罪とされる）犯罪は公益と直接の関係がなく、侵害された法益は個人・家庭の私的利益のため、侵害された者の自由によって被害について訴追を請求することが許される」[39]、あるいは、「犯罪の審理は被害者及びその家族の名誉が深く係わり（例えば風俗を妨害する罪）、犯罪訴追するか否かについて、その意思を尊重しなければならない。たとえ審理は被害者の名誉に影響を及ぼさないとしても（例えば傷害罪）、被害者が被害事実を社会に明らかにしたがらないことがあるため、訴追を検察官に任せれば社会の注目が引かれ、却って被害者に不便を感じさせうる。よって、（中略）被害者が起訴によって再び心理的苦痛を感じることを避けるべき」[40]と、主張がなされた。そして、各別条文の分析により、親告罪の理由に、被害者の名節の保護、家庭生活の維持、犯罪の軽微さ、公的利益との関係、被害者の訴追意思の尊重などが挙げられる[41]。このような議論は、前述した二分説ないし三分説とは実質的に類似する点が多くあるといえる。

また、公訴提起の観点から理解する学説は、親告罪の告訴は、検察官が事件を起訴しようとするときのみに意義があり、検察官の権力を制限することが親告罪を認める理由であるとしている[42]。特定の場合では、親告罪をもって国の訴追権力を制限する理由があり、親告罪規定は国家訴追主義の制限として理解される。親告罪で国の訴追権力を制限する場合は、①被害者にとって訴追する利益が存在しない場合（例えば、名誉毀損罪）、あるいは、②被害者にとって訴追しないことに利益が存在する場合（例えば、親族間窃盗罪）が挙げられた[43]。

思うに、二分説・三分説など刑法規定から抽出した親告罪の要素であろうと、後者の国家権力発動制限の必要性の見解であろうと、親告罪とする必要性については、結局、国家による訴追の利益と被害者側の利益が、具体的な罪名にどのぐらい含まれているかによる。その選別は、当該犯罪の処罰必要性と被害者保護の利益を衡量することに変わりがちになる。日本で昭和三三年に行われた集団強姦等非親告罪化の法改正や、台湾の法改正前に強姦殺人罪が親告罪であるにもかかわらず、重大犯罪を訴追するために、あえて告訴不可分原則を無視し、告訴を欠いた場合においても、殺人罪のみを起訴・裁判することが許された解釈は、この適例である。[44] そうすると、同じ性犯罪の各罪名の間に不整合が生じ、親告罪と非親告罪の妥当な線引きというさらなる疑問が出てくる。そのうえ、重大犯罪であるゆえ訴追が優先され被害者の利益を犠牲にすべきという誤解を生じる危険性もある。

このような親告罪問題を両極の価値衡量に単純化した考えは、刑事手続における被害者の地位・保護がほとんど重視されていない過去では、公訴提起により不利益を防止するために、その発動を被害者の意思に委ねるしかないという側面において、それなりの意義があったが、被害者支援の認識や具体策が進んでいる昨今では、その意義が失われつつあるのではないかと考えられる。そもそも、訴追の利益と被害者の利益は必ずしも対立するものではなく、主導権を被害者に委ねることも必ずしも被害者の利益に等しいものではない。犯罪の訴追処罰も被害者保護も政府の責務である以上、政策を練る際に、両者をパラレルに最大限に追求するのが筋である。[45]

2　非親告罪化による被害者の示談主導権の消失について

台湾で性犯罪の非親告罪化が行われた直後の論文では、性犯罪の非親告罪化で、加害者側の和解や賠償の意欲の低下に繋がるという懸念があった。「よく見られる名誉棄損や交通事件のように、親告罪での被害者は告訴権の威嚇力を以って犯罪者に正当な賠償やその他の贖罪策を求めることができる。しかし、性犯罪を非親告罪化した以降は、公的権力が事件に強引に介入することができるようになり、そうすれば、被害者の損害賠償請求権には影響しないが、

加害者が賠償を放置する可能性が出てくるだろう」としつつ、被害者にあった主導権が消失し、被害者にとっては勝利ではないと強調した。[46]

確かに、被害者にとって、加害者による金銭賠償や謝罪などの贖罪は重要であり、加害者側にそれに努力する動機づけが与えられれば、被害者はこれによって利益を得る可能性がある。しかし、もし告訴という主導権が被害者の損害賠償の面で必要であるとすれば、同じ性犯罪であるにもかかわらず、親告罪でない性犯罪ではその必要がないという矛盾が生じる。[47]

仮に告訴という公的訴追を遮断する権利を被害者に与える目的が被害者を公的訴追による二次被害から守ることであれば、告訴しないように、または告訴を取消すように、加害者側からの示談や和解の持ち掛けと共に、被害者が心理的プレッシャーをかけられ、場合によって逆恨みの恐怖に晒され、被害者にとってはまさに進むも地獄退くも地獄である。

そのうえ、示談・和解が成立し、告訴が取消された場合、再告訴ができず、犯罪者と被害者の間に取り交わされた示談は民事関係のため、それに対する公的介入ができない。その結果、警察段階を含め刑事手続における被害者支援施策は、こうした民事の法律関係にも及ばない。日本では、示談で被害者が二次被害を受ける機会が増大し、被害者支援の効果をなくすような事態が被害者支援の無効化と呼ばれ、懸念されている。[48]

また、公的権力の介入（非親告罪化）により、加害者と被害者の対立が高まり、結局的に加害者の示談を求める意欲の低下に繋がる可能性を否定し難いが、それが失われるわけではなく、場合によっては、加害者に自らの行為を客観視する機会を与えることもありうるため、必ずしも被害者の利益を損なうわけではない。告訴の運用による被害者救済の促進は、あくまでも制度の付随的メリットであり、親告罪規定存置の理由にすべきではない。

3　治安対策・暗数対策としての非親告罪化

前述したとおり、台湾での性犯罪の親告罪化をめぐる議論では、治安の悪化や暗数への懸念は非親告罪化する重要な論拠の一つであった。

確かに、強制的な捜査・起訴の観点から見れば、性犯罪を非親告罪化することによって、暗数の削減は推論上、不可能ではない。非親告罪化前の台湾の状況をモデルとして挙げると、学者が「性犯罪防止センター」で受けた通報資料を分析した結果によれば、性犯罪被害者が、事件後に警察に被害届けを提出した割合が八四・三％であるのに対し、告訴した割合は六九・三％しかなかった[49]。仮にこの二つの数字のギャップが、犯罪捜査機関が被害申告により性犯罪を知っていたにもかかわらず告訴されなかったことによるものである場合、性犯罪を非親告罪にすることによって、この部分の事件について強制的に起訴・訴追をして処罰できるようになれば、暗数の削減に繋がるかもしれない。

しかし、同研究によれば、強姦の加害者は見ず知らずの人の割合が僅か二割であり、圧倒的な数を占めている加害者は面識があり、しかも、熟知の度合いが高ければ高いほど、被害者が通報・告訴をしない傾向がある。これがまさに暗数の主要ファクターである。被害者がその被害事実を余所の第三者に知らせない限り、事件が明らかになることは難しいという傾向を示したとおり、被害者の面識ある人が犯罪者の大多数を占めている状況では、性犯罪を非親告罪化する際に期待される暗数改善効果には疑問が残されている。ましてや、強姦の加害者が見ず知らずの人という偏見が拭えない社会では、過度に暗数（及び暗数対策としての非親告罪化）を強調すれば社会の不安と強姦神話に拍車をかけることになりかねず、適切ではないと考えられる[50]。

また、被害者の協力がなければ、捜査、訴追、立証等の裁判の順調な進行は望むことができず、非親告罪化で性犯罪の暗数を減らすことを否定し、これを親告罪維持の理由の一つにした見解[51]はあるが、これについては疑問がある。言うまでもなく、刑事手続の実施は必ずというほど被害者に負担をかけるが、性犯罪の特殊性によって他の犯罪より

被害者の協力が必要であればこそ、被害者の協力を得るための被害者を配慮する施策を講じることを、被害者を支援する側や犯罪を訴追する側に責務として課すべきなのである。告訴の有無と関係なしに刑事手続が開かれることが性犯罪の非親告罪化がもたらすデメリットであると言えるが、被害者の負担軽減と被害者への支援の重要性が、これによってより一層浮き彫りにされるであろう。このような施策の存否は、性犯罪の非親告罪化においては重要な意義を有すると考える。

4　非親告罪化と被害者の負担を軽減する法的担保

上述したように、性犯罪の性質上、その被害者には特段のケアを行う必要があり、特に非親告罪化問題をめぐって、被害者の負担を軽減する施策の存否は重要な意義を有している。本来、公判での二次被害は告訴しないことで忌避することができ、非親告罪化によってこのメリットが消失し、告訴の有無にかかわらず刑事手続が開かれるため、公判での被害者保護施策の重要性は言うまでもない。しかし、公判段階のみならず、刑事手続は捜査から公判までが一連のプロセスであるため、被害者が忌避する二次被害は警察・検察による捜査でも発生しうる。被害者の意思に反する強引な捜査は行うべきではないが、被害者は捜査を制止するすべがない以上、この一連のプロセスでの被害者負担の軽減策は、性犯罪を非親告罪化する際に法的担保として重要である。被害者の保護が徹底されれば、非親告罪化の合理性は基礎づけられる。また、政策的に性犯罪を非親告罪にすることが行われるのであれば、この施策を充実させることが国の責務になる。このような施策は、単なる害悪回避のためではなく、被害者の刑事訴追への協力の担保として、訴追の実効性をより一層確保することもできる。

台湾では、一部の施策は性犯罪を非親告罪化する改正が行われた後に追って成立したものであるが、国が刑事訴追による害悪を軽減する方策を講じた場合、性犯罪の非親告罪化の余地が生じうる前提が妥当であれば、事後の立場から検証した台湾の性犯罪の非親告罪化は、ある程度、基礎づけられた上でなされた法改正であると評価できると考え

られる。[52] 台湾での具体的施策については、第四章第二節以下に述べる。

四　非親告罪化後の状況と性犯罪被害者保護の具体的施策

㈠　非親告罪化後の状況

前述したとおり、治安の悪化や暗数への懸念は、台湾では性犯罪を非親告罪化する重要な論拠の一つであった。確かに、一九九三年を境に台湾での統計上の性犯罪受理件数は増加したが、この増加は、警察の被害届受理制度の改善、市民の認識転換、被害者の通報・告訴に対する支援策の整備（特に、一九九六年の性侵害犯罪防止法の成立の影響が大きいと言われる）などによって反映された可能性があり、[53] 一概に悪化（認知されなかった事件を含む性犯罪件数そのものが増加）したとは言い切れない。性犯罪は犯罪全般において低い割合しか占めていないが、九九年の刑法改正以降は、性犯罪の受理件数は緩やかな増加傾向にあり、[54] 裁判で有罪確定された人数も増加した。統計では事件増加の原因が示されず、社会の関心を集めたことが要因である可能性が示唆された。[55]

実際、九九年に行われた性犯罪規定の改正は単に親告罪だけではなく、性交の定義から罪名の設置まで多数変更された（本稿第二章第二節参照）。そのため、改正後の「強制性交罪」の成立し得る範囲は従来の「強姦罪」より広く、統計上の件数が増加したことが予想から逸脱したこととは言えない。しかし、大幅な改正と同時に、構成要件の変更で比較基準が失われ、法改正で性犯罪の抑止に繋がったのかは判明し難い。また、暗数の推定が困難なことはもとより、同様な理由で、上記の状況では性犯罪暗数の改善について検証しようとしても、そもそも、不可能に近い。

そして、法改正の背景になった治安悪化のイメージについては、その後に犯罪率が下がりつつあったにもかかわら

ず、犯罪への恐怖感が依然として改善されていない。法改正の翌年から五年間の数字を見れば、主要各国と比べても、むしろ治安が良好と言えるはずであるという指摘もある。[56] 思うに、非親告罪化の背景であった治安の悪化は、実は体感治安によるものではないかと考える。社会で蔓延する不安感とこれに連動する暗数への懸念が、非親告罪化に対する十分な客観的・理論的検討に先立ち、立法レベルまでに浸透したのであろう。

一方、性犯罪は非親告罪化によって、告訴の有無にかかわらず刑事手続が開かれうるということが意識され、公判ないし刑事手続全体における性犯罪被害者の保護策が急速に整備されてきた。台湾では、検察官が犯罪の嫌疑を知った場合に直ちに捜査を開始すべきとされている。[57] しかし、性犯罪の隠ぺい性が高く、被害者がその被害を申告しなければ捜査の端緒にならない。従来のシステムでは、被害者への配慮が足りず、被害者は申告を躊躇することが多い。この状況を解消するために、特に事件の直後に被害者が助けを求める病院の受診段階からの配慮が重要で、これが円滑にその後の警察・検察の捜査に繋がるために不可欠なことであると意識されてきた。そして、被害者が、事件直後の警察段階から公判まで、何度もその被害内容について質問・尋問を受けることが二次被害の原因の一つであり、この回数を減らせれば、被害者負担の軽減に繋がると認識された。この軽減策は、公判での被害者の特殊性へ配慮する施策と合わせて行われれば、その効果がより一層期待される。

台湾での刑事手続における性犯罪被害者保護の具体的な施策については、刑事訴訟法での証人や被害者の保護策以外に、一九九六年に制定された「性侵害犯罪防止法」という法律[58]に設けられている規定が重要である。そして、九九年の性犯罪非親告罪化改正を受け、内政部の制定した「性侵害事件被害者重複陳述を減ずる要点」[59]には、司法手続における被害者が受ける尋問・質問の負担を軽減する対策があり、検察機関を所管する法務部も注意事項を制定し、横の連携で被害者陳述負担の減少を図っている。また、一部の地方自治体は、医療、支援と証拠保全のプロセスを一か所に集約する「ワンストップ式性犯罪被害者サービス」を起こし、効率的な捜査と被害者の負担軽減を両立する試み

を行っている。以下、上に挙げた性犯罪被害者保護の施策の主な内容を紹介する。

(二) 性犯罪被害者の負担軽減の施策

1 被害通報と被害者のプライバシー・安全の保護

性侵害犯罪防止法の規定により、全国各地方自治体に「性侵害防止センター」が設置されている（第六条）。被害者に迅速で専門的な支援を提供することが狙いである。同法により、性犯罪事件を扱う裁判所・検察官・警察官と医療機構のすべての人員は専門訓練を受けた者でなければならないとされている（第一四条第一項）。性犯罪の被害を発見しやすい各分野の従事者は、原則二四時間以内に各自治体に通報する義務が課せられている（第八条）[60]。この通報は性犯罪被害者支援の入り口となり、特に被害者への早期支援においては重要であり、そして、警察との連携で犯罪捜査の端緒にもなりうるため、早期の証拠保全が期待される。

被害者のプライバシー保護に関し、性侵害犯罪防止法には、通報の内容を含むすべての被害者の個人情報を機密にすることも定められている（第一二条第一項）。これによって、当該情報は業務上秘密となり、秘密漏示した場合、刑法またはその他法律の処罰対象になる。検察機関と裁判所の行政規則により、開廷の通知書など検察署・裁判所が制作する公的文書では、被害者とその家族の個人情報を隠し、代わりにアルファベットや符号で表記する[61]。そして、刑事手続で提起される付帯民事訴訟においても、民事部分の委託を受けた弁護士が訴訟資料を作成する際に、被害者の個人情報の隠匿に注意しなければならない[62]。また、マスコミなどによる性被害の報道で被害者が再び傷つけられることがあり、性侵害犯罪防止法により、出版物、放送、テレビ、インターネットなどマスコミの内容に被害者の姓名または識別に足りる情報を掲載することが禁じられている。この規定に違反する場合、管理機関は行政罰や改善措置を課すことができる（第一三条）[63]。

性犯罪事件後、被害者の身の安全が脅かされることがあり得るため、性侵害犯罪防止法第一二条第一項により、必要なときに警察はその安全を確保する措置を採らなければならない。同法には具体的な方法が示されていないが、パトロールの強化やシェルターの提供が考えられる。

2　捜査・公判段階の被害者の付添い

台湾の刑事訴訟法では被害者付添いの基本規定が設けられている。被害者が捜査段階で証人尋問を受けるとき、その法定代理人、配偶者、直系または傍系三親等内の親族、世帯主、家族、医師または社会福祉士の付添いが認められ、付添人は意見陳述することができる（第二八四条の一）。この規定は警察による取調べ段階にも適用される。性犯罪被害者の特殊性を考慮し、性犯罪防止法に特別規定が設けられている。付添人になりうる者には、心理士やカウンセラーが加えられたうえ、付添い規定の適用が公判段階まで拡張され、公判の証人尋問においても、被害者付添人の立ち会いとその意見陳述が許される（第一五条第一項）。これは被害者の公判中での権利であるため、裁判所は拒絶することができない。性犯罪の被害者が児童や少年の場合は、明らかに必要がないと認められる場合を除き、地方政府の主務機関は社会福祉士を付添人として派遣しなければならない（同第三項）。

日本法での公判段階の付添い規定と比べ、台湾では性犯罪に限られている点は日本より範囲が狭いが、意見陳述できる点は消極的な活動が期待される日本制度と比べ特徴的である。また、捜査中での付添いは、被害者の不安や緊張を緩和し、アドバイスをする目的においては一致しているが、日本は指定被害者支援要員制度を通じて警察職員がサポートするが、台湾は近親者と医療福祉関係者を中心とする者が被害者を支援し、意見陳述権を与えられていることが特徴である。

3　被害者の供述負担を軽減する措置

刑事手続において、被害者にとって非常に負担が掛かったのは、警察・検察の捜査段階から公判までに繰り返され

た質問や尋問である。警察が被害者に詳しい取調べを行い、その結果を引き継いだ検察も必要な場合にさらに捜査をするということは、本来ならば犯罪事実や被疑者の嫌疑を判明するための必要なプロセスであるが、性犯罪被害者の場合、何度も被害状況を回想させられ、これに耐えきれないケースが少なくなかった。

重複する供述や、必要のない質問や尋問をなるべく減少させれば、被害者の回答回数、ひいては出頭回数も減らすことができ、被害者の負担軽減に繋がる。このような重複供述を減少させる工夫は、警察・検察・裁判の有機的連携がなければ成り立たず、容易ではない。台湾では、被害者の供述負担を軽減する措置として、内政部が制定した「性侵害事件被害者重複陳述を減ずる要点」や法務部の「検察機関による性侵害事件捜査における被害者重複陳述を減ずる注意事項」[64]は、法律レベルでなく行政規則レベルで各省庁や検察と警察の連携を図るものである。その特徴は、福祉・警察と検察の連携により、早期段階で必要な被害者供述を取得し重複作業を減少させること、並びに、録音録画をもって後日の再度尋問の必要性の確認に供し公判段階の尋問をなるべく減少させることである。

内政部の要点による措置の大凡の流れは以下である。①各自治体にある性侵害防止センターが連絡役となり、性犯罪事件の通報を受け警察に通知すると同時に社会福祉士を派遣する。社会福祉士は被害者とコンタクトをとりながら措置の適用の当否を判断する。被害者が一八歳未満または知的障害の場合は原則的に適用するが、それ以外の被害者は申出があれば適用する。②社会福祉士が被害者の心身状況で尋問を受ける適切な時期を判断し、警察官・検察官にアドバイスを提供する。③なるべく警察・検察が共同して尋問に立ち会うという原則で、検察官の指揮のもとで警察官が被害者の取調べを行う。取調べや尋問の様子を途切れなく録音録画する。④検察官の立ち会いがない場合では、完成した調書を直ちにファックスなどの方法で検察官に送り、聞き漏らしや不明瞭な点が確認されたら補完する。必要がある場合のみ日を改めて行う。⑤完成された録音録画資料は証拠物として保管され、事件が検察署や裁判所に移送されると同時に移される。また、検察官は重複尋問をしないように、再度被害者に出頭を求める前に、録音録画の

内容を精査すべきである。[65]

被害者の供述負担を軽減する措置は行政規則のため強制力がないが、制度施行の初期段階での研究調査によれば、特に検察官の捜査段階での被害者の供述回数はこの措置によって顕著に減少し、被害者の負担軽減が期待できているといわれる。[66]

4　公判における保護措置

公判を例外に非公開とする原則[67]に対し、被害者のプライバシー保護が必要である性犯罪の公判の場合、性侵害犯罪防止法第一八条では原則非公開とされている。[68]

被害者が証人として出廷し被告人が尋問に立ち会う場合で、被害者が不安で十分な供述のできないとき、刑事訴訟法では被告人を一時退室させる規定があるが、被告人の証人尋問権を制限することはできず、その後再び立ち会いのもとで尋問する機会を与えなければならない。性侵害犯罪防止法では、法廷とは別の部屋で双方向ビデオリンクシステムによる尋問、またはその他適切な方法（スクリーンなど）で被害者を被告人・裁判官と隔て尋問を行う方法、いわゆる「隔離尋問」が許される。隔離尋問は申出により行うこともあるが、裁判所は、被害者が知的障害・心身の外傷により同法廷での尋問に対し自由に供述ができない、あるいは十分に供述ができないと認める場合、職権で適用しなければならない（第一六条第一項及び第二項）。このやり方は、日本法での証人尋問の際の証人の遮蔽規定とビデオリンク方式による証人尋問と類似している。

また、被告人・弁護人による証人尋問について、性侵害犯罪防止法では、被害者と被告人以外の人との性的経験に関する尋問事項、並びに、被害者と被告人以外の人との性的経験に関する証拠の提出が原則的に禁止されている（第一六条第四項）。[69] この禁止規定の目的は、プライバシーの保護、被害者を恥辱から守る、そして、性的被害への偏見の排除にあると考えられる。[70] 禁止される尋問事項を含め、裁判官が被告人・弁護人による尋問が不当であると認め、そ

の尋問を禁止した場合、補充として、裁判官は自ら質問を行うことができる（同第三項）。いわゆる不当な質問の定義については法には具体的な規定がなく、性的経験やその関連事項でなくても、被害者の道徳観への指摘も避けるべきである。その判断と禁止は、裁判官の経験と訴訟指揮権限に頼ることになる。[71]

5　ワンストップ式サービス

ワンストップ式性犯罪被害者サービスは、前述した被害者の供述負担を軽減する措置を基礎にしたうえで、医療、福祉、警察と検察のさらなる連携強化を図り、被害者の負担軽減を図る仕組みである。その特徴は、供述負担を軽減する措置の中で行う作業をなるべく被害者が事件直後に病院に助けを求める段階に集約し、受診・証拠採取と取調べをまとめて病院で行うことである。二〇〇八年から台北市の病院と警察署の連携でサービスが始まり、二〇一三年現在は台北市内の七つの市立病院で、ワンストップ式サービスが設けられている。

具体的には、病院にワンストップ式サービスの専用空間を設け、性的被害の直後の診療や証拠採取に必要な設備、そして、取調べに必要な道具や録音録画の機器をそこに設置し、空間を全体的に隠密で家庭的な雰囲気で整えている。病院を訪ねる被害者を中心に、医師、社会福祉士の診療と判断を行い、被害者の任意で供述負担を軽減する措置による取調べを開始する。この場合、従来の警察署や性侵害防止センターで取調べを行うのと異なり、警察官や検察官が病院に赴き、検察官の指揮のもとで取調べを行う。被害者がその場で、まとめて被害状況を説明することができ、診療、証拠採取及び取調べの時間の短縮が期待される。このサービスの狙いは、刑事手続と医療・福祉の資源を集約することで、被害者が自ら病院、警察署、検察署に赴く手間を省き、被害直後に混乱状態に陥る被害者に十分に尊重されている感覚を感じさせることによって信頼関係が築けることである。これで、より円滑な警察・検察の取調べを行うことができ、捜査段階での被害者の二次被害をできる範囲内で軽減することができる。実際の実施効果を見れば、診療・医療の所要時間と調書の作成所要時間の短縮のみならず、被疑者を起訴する割合も高くなったことが確認され、

制度の効果を発揮している。[72]

五　日本への示唆

ここまで、本稿の見解を混じえながら、台湾における刑法性犯罪規定の改正、性犯罪の非親告罪化、性犯罪被害者の負担を軽減する施策などについて論述してきた。変動の激しい社会に応じてやや拙速に失する台湾の立法は多少発展途上的な色彩を帯びていることは否めず、今後検討すべき課題が多く残されているが、性侵害犯罪防止法の成立や刑法性犯罪規定の改正、そして、近年に発展してきた性犯罪被害者保護の具体的な施策など、この一五年ないし二〇年間に行われた法改正や制度改革を、時代背景を合わせて経緯的に観察すれば、その先進性に対し、ある程度の評価を与えることができると考えられる。

日本の現行法と比べ、九九年の改正の前の台湾刑法における性犯罪の親告罪の範囲は日本より広かったということを念頭におかなければならないが、それが、現在日本が直面している問題が深刻でないことを意味するわけではない。現在日本で行われている議論は、かつての台湾での議論とかなりの程度が重なっており、前述した台湾の過去の経験に鑑み、日本法の改正にあたり、いくつかの改正への示唆を挙げることとしたい。

①日本では、従来より、性犯罪を親告罪とする理由は被害者の名誉保護のためであると説明されてきた。それを裏返して言えば、性的被害が不名誉であり、事実を隠すことが被害者保護であることになる。このような考えは本末転倒であると指摘されている。[73]社会的な背景の違いはあるが、儒教の名節思想に縛られ、性的被害を公にしないことと被害者（名節）保護が混同された台湾での過去の状況は、現在の日本と類似している。このような状況の裏に根強い強姦神話が存在する点も類似し、これを打破するには、やはり強姦罪の本質を見直し、非親告罪化を検討することが

必要である。

②日本の現行法は、一部の性犯罪を非親告罪としているが、これはそれらの犯罪が暴力犯罪としての凶悪性が著しく、訴追・処罰の必要があると考えられたためである。被害者の保護と訴追の必要性を比較衡量する立法はかつて台湾でも類似する状況があった。しかし、被害者の保護も犯罪の訴追処罰も政府の責務である以上、両方をパラレルに最大限に追求すべきであり、被害者の保護を徹底して親告罪を廃除することは、検討せざるを得ない課題である。

③被害者は事件後に加害者からの執拗な示談・和解の要求に晒され、告訴をしない、あるいは告訴を取消すことを迫られることがしばしば発生し、結局、告訴という制度が、加害者側に有利な武器として使われている。この状況はかつての台湾にもあり、近年、韓国でも、告訴した被害者が加害者側の関係者からの脅迫、懐柔等を伴う告訴取消しの要求に悩まされるという二次被害が問題となり、二〇一二年に性犯罪に係わる親告罪及び反意思不罰罪が廃止された[74]。非親告罪化すれば、加害者側の示談・和解の動機が弱まるのではないかと懸念する声はあるが、仮にそうであっても、現実に、その他の非親告罪の犯罪でも、加害者の動機が消失したわけではないため、取消しの強制の問題を直視すべきである。

④多くの性犯罪被害者が、加害者の処罰を希望しながらも被害届の提出や告訴を躊躇する理由は、警察・検察ないし公判段階での二次被害を危惧することにある。そのため、捜査や公判での性犯罪被害者に対する特段の配慮が重要である。すなわち、被害者が自身の被害を申告しやすい環境作り、ないし被害者の負担軽減の対策を講じることが大切である。これが非親告罪化の制度的・法的担保としても重要である。日本では、録音・録画の刑事手続での利用についての議論はまだ落ち着いていないが、陳述内容を精査する手段として、被害者の重複陳述の削減を図り、類似する方法の活用は検討に値すると考えられる。

⑤台湾では、ワンストップ式被害者支援サービスが近年展開されており、次々と効果を発揮している。日本では、

「性暴力救援センター・大阪（略称SACHICO）」や警察庁の平成二二年のモデル事業として開設した「ハートフルステーション・あいち」などの病院拠点型のワンストップ支援センターが存在している。性犯罪の非親告罪化が今後の方針であれば、このような支援センターのさらなる展開が必要である。現段階では、警察への届出の促進がワンストップ支援センターの運営目的の一つとされているが、今後、届出の促進に止まらず、被害者の捜査での負担軽減を図るため警察との連携強化は不可欠である。

⑥日本では、性犯罪被害者に対する過去の性的行動についての尋問については、実際の法廷では、被害者に精神的な苦痛を与えるにもかかわらず、尋問に対する制限が少ない。[75] 台湾法では、被害者に過去の性的経歴についての質問が禁止される「レイプ・シールド」のような規定があり、日本でも、被害者を偏見や二次被害から守るには、このような規定の導入を検討課題とすべきであろう。

（1）法務省「性犯罪の罰則に関する検討会」第四回会議配布資料九「性犯罪の罰則の在り方に関する論点整理（案）」による。

（2）原文の表記は「妨害風化罪」である。社会の善良な風俗だけでなく、道徳推進作用を害する意味も読み取れるこの章名を直訳すると「風俗教化を妨害する罪」になるが、翻訳の便宜上で「風俗を妨害する罪」とする。

（3）一九六九年の改正は罰金刑であったわいせつ物頒布罪の法定刑を二年以下の有期懲役にするものである。

（4）台湾では保安処分が認められている。一九九四年の改正は強姦罪などの性犯罪者に、保安処分の性質を有する強制治療を仮釈放の条件とする改正である。なお、一九九九年の改正で、この内容が外され、保安処分の規定に新たな強制治療に関する規定が盛り込まれた。

（5）第二節に挙げた改正点以外に、加重類型と加重結果犯の新設、児童・少年との合意性行為の犯罪化、法定刑の調整などの点があるが、論題の制限で詳しく論ずることとしない。

（6）刑法旧第二二一条第一項は「婦女に対し、暴行、脅迫、薬剤、催眠術又はその他の方法を用いて、抗拒不能ならしめて姦淫した者は、強姦罪とし、五年以上の有期懲役に処する」とされていた。

（7）姦淫という語彙は日本の法律用語として創造されたと考えられる。谷田川知恵「性的自由の保護と強姦罪処罰規定」法学政治学論究第四六号（二〇〇〇）五一四頁。この用語は、台湾刑法のルーツとなる清王朝末期に起草された「大清新刑律」に日本の例を手本にして「猥褻、姦淫及び重婚の罪」が設けられたことによって法律用語として登場した。

（8）法改正提案委員による説明である。「立法院公報」第八八巻第一三期（一九九九）一一五頁。

（9）最判昭和二四・五・一〇刑集三・六・七一一。

（10）単なる例示ではなく、暴行、脅迫、脅嚇、催眠術などの手段が伴った性交であれば、被害者の意思に反すると推定されると解釈すべきと主張する意見もある。許福生「百年刑法妨害性自主罪之變革」中央警察大學警政論叢第一一期（二〇一一）一五頁。

（11）九三台上三一八二号判決、九七台上五八一四号判決。

（12）王如玄「性侵害案件法律規範之修訂與過程」律師雑誌第二一二期（一九九七）二五頁。

（13）法改正提案委員による説明である。「立法院公報」第八八巻第一三期（一九九九）一一五頁。

（14）薛智仁「強制性交罪（刑法第二二一条第一項）之研究」刑事法雑誌第四四巻第一期（二〇〇〇）一〇六頁。

（15）林東茂「評刑法妨害性自主罪之修正」月旦法學雑誌第五一期（一九九九）七七頁。

（16）高金桂「從刑事政策論刑法妨害性自主罪之立法變革」法務部編「刑事政策與犯罪研究論文集（三）」（二〇〇〇）に収録される。五一～五二頁。

（17）旧第二三六条による。台湾での親告罪は、「告訴乃論（告訴を待って論ずる）罪」と呼ばれる。

（18）詳しく言えば、親告罪とされたのは、①強姦罪・準強姦罪（一四歳未満の女子を姦淫する罪）とその未遂罪、②輪姦罪、③強姦殺人罪、④強制わいせつ罪・準強制わいせつ罪（一四歳未満の男女に対するわいせつ罪）、⑤心神喪失などの機会に乗じた強姦・強制わいせつ罪、⑥強姦・強制わいせつ致死致重傷罪（被害者が羞恥に耐えず自殺した場合を含む）、⑦一四歳以上一六歳未満の女子に対する姦淫・わいせつ罪、⑧権勢利用による姦淫・わいせつ罪、⑨詐術による姦淫罪、⑩血族和姦罪である。親告罪とされていなかったのは、①営利目的で婦女に他人と姦淫・わいせつ行為をさせる罪（公務員がかばう加重類型を含む）、②営利目的で自分の監督に服従する人または妻に他人と姦淫させる罪、③他人との姦淫またはわいせつ行為を目的に一六歳未満の男女を誘引する罪、④公然わいせつ罪、⑤わいせつ物頒布罪である。①から③の類型は主に売春関連に対する処罰を想定した。

（19）親告罪とされたのは、①配偶者による強制性交罪・強制わいせつ罪、②一八歳未満の者による一四歳未満の男女または一四歳以上一六歳未満の男女との合意性交・わいせつ罪、及び③血族合意性交罪のみである。

（20）台湾民法第一九五条第一項。

（21）張錦麗「性侵害犯罪防治法的過去、現在與未来」律師雑誌第二一二期（一九九七）二七頁。この論文の作者は以下のように述べた。セックスのことは我が国では隠し事であり、婦人にとっては、それが名節にかかわることでもある。名節は毀損されてはならず、さもないと名誉も由々しく影響される。このような伝統的な社会概念の下で、自分の名節が壊されたことが漏れることを恐れ、性犯罪の被害女性は大半泣き寝入りしかできない。

（22）甘添貴「刑法個論（上）」五南圖書出版公司（一九八七）三六九頁。

（23）林山田「刑法各罪論」台大法学院（一九九五）三六三頁。

（24）許福生「強姦罪告訴乃論及其處理方式之檢討」警學叢刊二五巻一期（一九九四）一八三頁参照。

（25）朱石炎「略論刑法告訴乃論各罪」法令月刊第三六巻第二期（一九八五）六頁以下。許福生前掲「強姦罪告訴乃論及其處理方式之檢討」一八五頁以下、黄村力「強姦罪構成要件之檢討與改革建議」警專學報第二巻第五期（一九九八）四二頁参照。

（26）林芳玫「談強姦公訴罪」政策月刊第三六期（一九九八）二六頁参照。

（27）林東茂前掲七七頁。

（28）尤美女「性侵害案件改公訴罪、已是時候」全國律師一九九八年七月号（一九九八）二頁。

（29）蔡碧玉「刑法部分修正條文重點簡介」月旦法學雑誌第五一期（一九九九）四七頁及び同論文五四頁註七参照。

（30）司法院「中華民國89年司法統計題要」（二〇〇一）八―一一八、八―一八八頁。

（31）王如玄前掲二四頁、黄村力前掲四一頁参照。また、後掲註三二、註三三に掲げる文献を参照。

（32）林鈺雄「刑事訴訟法（上）」（二〇一〇）四八頁。同「強姦罪告訴乃論早該廃除」現代法律第一九〇期（一九九八）二〇頁。

（33）筆者の把握している文献では、初めてこのような主張がなされたのは六〇年代中盤の論文である。劉裕吉「告訴乃論及其問題之探討」軍法專刊第一〇巻第九期（一九六四）一五頁。被害者支援の概念がまだ伝来していない時代での主張としては、かなり先進的である一方、二次被害の深刻さも垣間見ることができるだろう。

（34）当時の刑法第二二三条は「強姦罪を犯して故意に被害者を殺した者は、死刑に処する」とされていた。

（35）司法院院字第一九五四号解釈。

(36) 内政部警政署刑事警察局「中華民國八七年臺閩刑案統計」(一九九九) 六九頁、同「中華民國九四年臺閩刑案統計」(二〇〇六) 八七頁。

(37) 但し、強姦罪暗数の推定は容易でなく、学者によって結果が異なっていた。学者黄富源の調査によれば、暗数は政府統計数の約七から一〇倍に及び、学者許春金らが一九九〇年に行った調査の結果は強姦罪の全体の四五%が暗数で、一九九八年の調査の結果は四八・七六%であった。黄富源「從解釋強姦犯罪的理論觀點論性教育之重要性」全國律師一九九八年七月号(一九九八) 二六頁。許春金「犯罪学」三民書局 (二〇〇〇) 五五頁。

(38) 黒澤睦「親告罪における告訴の意味」法学研究論集 (明治大学) 第一五号 (二〇〇一) 七頁以下。

(39) 劉裕吉前掲一三頁。

(40) 蔡墩銘「論告訴人之心理」刑事法雑誌第一三巻第一期 (一九六九) 一頁。

(41) 朱石炎前掲六頁以下。

(42) 王兆鵬「刑事訴訟法講義」(二〇〇八) 四九六頁。

(43) 林鈺雄「刑事訴訟法 (上)」(二〇一〇) 四八頁。

(44) 但し、日本刑法では台湾法と同様な規定がなく、強姦して被害者を殺害した場合では、殺人罪のみを起訴しても、その処理は台湾と異なるため、台湾と同じ問題が生じない。

(45) 学者は「そもそも、被害者の名誉やプライバシー保護が性犯罪における親告罪の目的であるならば、訴追や公判における被害者の保護が徹底されれば、親告罪である必要はなくなることになる。また、強姦致死傷罪や集団強姦罪が非親告罪となっているのも矛盾であるし、これらは重大犯罪ゆえ被害者のプライバシー保護より犯罪対策を優先するという理由であれば、強姦はそうではないのかということになりかねない。刑事手続における関係機関が最大限果たさなければならない当然の責務であって、被害者に選択権を与えることでこれを為したとするのは適当ではない」と指摘した。太田達也「日本における被害者支援と死刑」法学研究 (慶應義塾大学) 第八六巻第六号 (二〇一三) 三五頁。

(46) 林東茂前掲七六頁。

(47) この設定は、非親告罪化する前の台湾法 (例えば、解釈で実質的に非親告罪化された強姦殺人罪と親告罪の強姦罪) でも、日本法 (例えば (単独) 強姦罪と強姦致傷罪) でも成立しうる。

(48) 柴田守「性犯罪の非親告罪化と被害者保護」被害者学研究第二四号 (二〇一四) 三一頁。

(49) 許春金・陳玉書「性侵害犯罪被害情境與要素之分析」中央警察大學警政論叢第三期（二〇〇三）一二四頁。この研究は、性犯罪が親告罪だった一九九七年一〇月から一九九八年九月までの一年間、各自治体に設置されている「性侵害防止センター」から取り寄せた資料によるものである。性侵害防止センターは「性侵害防止法（正式名称は「性侵害犯罪防治法」、後出）」の規定により設置され、性犯罪被害事件を通報する義務のある者からの通報を受け、被害者の支援を提供する。

(50) 学者は、性犯罪の親告罪規定が家族・親族からの性犯罪被害の潜在化に繋がる危険性があると指摘した。柴田守前掲三七頁。本稿は非親告罪化を漠然とした暗数の対策にすることを疑問視するもの、家族・親族からの性犯罪被害の潜在化の問題について、非親告罪化を含む対策を採ることについては賛成である。

(51) 例えば、椎橋隆幸・高橋則夫・川出敏裕「わかりやすい犯罪被害者保護制度」有斐閣（二〇〇一）二九頁（椎橋隆幸執筆）。

(52) 厳密にいうと、九九年の性犯罪規定の改正では、非親告罪化した部分について二年間の猶予期間が設けられたため、追って成立した施策には発効に間に合うように制定されたものもある。

(53) 黄富源前掲二五頁。候友宜「性侵害殺人犯罪之研究」五南図書（二〇〇六）一二頁。

(54) 統計によれば、一九九八年から二〇〇七年までの性犯罪件数は、一五八七件、一三三二件、一三八二件、一六九八件、一八〇七件、一七九二件、一六〇四件、一七九六件、一七三三件、一八六八件である。いずれも犯罪全般の〇・四％前後を占めている。内政部刑事警察局「臺閩刑案統計・中華民国九六年」（二〇〇八）二六―二七頁。

(55) 陳慈幸「刑事政策：概念的形塑」元照出版公司（二〇一三）二二四頁。

(56) 許福生「犯罪與刑事政策學」（二〇一〇）五七頁。

(57) 刑事訴訟法第二二八条第一項。また、原則的に警察が捜査を行い、検察官が必要なときのみに捜査を行うという日本法の規定と異なり、台湾では、第一線で捜査を行うのは警察官であるが、刑事訴訟法の規定上は、検察官が捜査の主体であり、警察官はその指揮を受け犯罪捜査を行う。

(58) 性侵害犯罪防止法（中国語表記は「性侵害犯罪防治法」）は性犯罪対策と性犯罪被害者の支援に特化された法律として制定され、一九九九年に行われた刑法の性犯罪の非親告罪化への改正と二〇〇三年に行われた交互尋問の実施強化を目的とした刑事訴訟法の改正を受け、二〇〇五年に全面改正され、現在は性教育方針、行政・警察・医療の責務、司法機関の性犯罪事件の取り扱い方、犯罪者の強制治療、出所者の登記制度、マスコミの報道規制など広い分野に及ぶ総合的性犯罪対策法で

ある。

(59) 正式名称は「性侵害案件減少被害人重複陳述作業要点」(二〇〇二年一二月二七日内政部性侵害防治委員会制定。二〇〇五年一一月八日最新改正)である。

(60) 第八条により通報義務が課されるのは、医療、福祉、教育、保育、警察、労働者管理、移民業務の従事者である。但し、この通報義務には違反の罰則が設けられていない。

(61) 「檢察機關辦理妨害性自主案件應行注意事項」(二〇〇五年一二月一日法務部制定。二〇一三年五月二二日最新改正)第一〇、第一一。「法院辦理妨害性自主案件應行注意事項」(二〇〇五年七月二六日司法院制定。二〇一一年二月二一日最新改正)第三。

(62) 司法院は二〇一二年に各弁護士会に通知を発し注意喚起を促した。秘台廳刑二字第一〇一〇〇一四七六〇号函。

(63) 但し、被害者の同意があった、または犯罪捜査機関が必要と認める場合は除かれる。

(64) 「檢察機關偵辦性侵害案件減少被害人重複陳述注意事項」(二〇〇一年一月一九日制定。二〇一〇年三月一七日最新改正)。

(65) 「檢察機關偵辦性侵害案件減少被害人重複陳述注意事項」第二。

(66) 措置を利用しなかった被害者の供述回数が平均二・六九回であるのに対し、利用したのが二・〇四回である。姚淑文・張錦麗「「性侵害案件減少被害人重複陳述方案」推動後的結果與未來發展方向」律師月刊三〇一期(二〇〇四)四〇頁以下。

(67) 法院(=裁判所)組織法第八六条但書「国家安全、公共秩序または善良の風俗を妨害する虞がある場合、裁判所は公開しないと決めることができる」。

(68) 被害者の同意があり、裁判官が必要と認める場合は例外である。

(69) 但し、裁判官が必要と認める場合は除外される。

(70) 陳文琪「建立一個友善且公平的法院—談性侵害案件之交互詰問(二)」法務通訊第一二八七期(二〇〇四)四頁。

(71) 吳景欽「性侵被害人於刑事司法的保障」法律扶助第三九期(二〇一三)四六頁。

(72) ワンストップ式サービスを利用する場合とそうでない場合とを比較する研究によれば、医療の所要時間が平均二時間から一・三時間に短縮され、取調べの所要時間が六時間から四・七時間に短縮された。そして、ワンストップ式サービスを利用した事件の起訴率は六七%で、一般の四七・八%より高くなっている。詹景全等「從台北市經驗看性侵害被害人一站式服務」台北市醫師公會會刊第五七巻第一期(二〇一三)三八頁以下。

（73）岩井宜子「性犯罪規定の見直し」神奈川法学第四三巻第一号（二〇一〇）一三七頁。

（74）韓国では、告訴の取消期限は第一審判決宣告までとされている。「外国の立法」国立国会図書館調査及び立法考査局二〇一三年四月月刊版。月刊版は印刷物として公刊されておらず、国立国会図書館のページ http://www.ndl.go.jp/jp/diet/publication/legis/ で閲覧できる。

（75）吉田容子「日本における性犯罪の被害実情と処罰にかかわる問題」刑法雑誌第五四巻第一号（二〇一四）二七頁。

呉　柏蒼（ご　はくそう）
所属・現職　慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程
最終学歴　台湾国立台北大学法学研究科修士課程刑事法専攻
所属学会　日本被害者学会
専攻領域　刑事法（刑事政策）
主要著作　「台湾における犯罪被害者補償制度の改革――その意義と課題――」『法学政治学論究』第九七号（二〇一三年）
「起訴猶予と犯罪被害者――台湾における緩起訴制度を中心に――」『法学政治学論究』第九九号（二〇一三年）
「台湾における犯罪被害者補償制度の特徴と近年の改革」『被害者学研究』第二五号（二〇一五年）